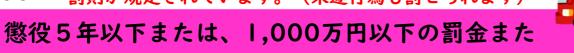
野焼きによる、山火事・家屋火災、ボヤなどの通報が相次いでいます。野外で ごみなどの焼却行為は禁止され、違反すると罰則を受けることとなります。

はその両方が科せられます。※法第25条第1項第15号

簡易焼却炉・ドラム缶・コンクリートブロックで囲った場所などで、ごみを燃やさないでくだ さい!! ※煙が出る焼却炉は、野焼きに該当する場合があります。



※不法投棄、野外焼却については廃棄物処理法により 罰則が規定されています。 (未遂行為も罰せられます)



法人の場合は、3億円以下の罰金です。※法人重課法第32条第1号



※野焼きは、ダイオキシン類の排出などにより環境被害を もたらしますので絶対にやめましょう!!

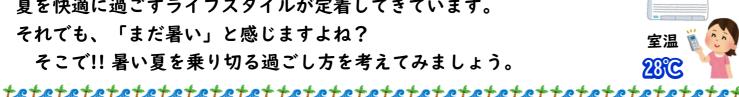
etetetetetetetetetetetete



環境省が推奨しているCooL BIZ(クールビズ)。冷房時に室内温度28℃を目安に 夏を快適に過ごすライフスタイルが定着してきています。

それでも、「まだ暑い」と感じますよね?

そこで!! 暑い夏を乗り切る過ごし方を考えてみましょう。

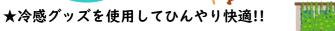


快適に働く スタイルを見る



・室外にグリーンカーテンや日よけ、室内は ブラインドなどを活用して、室温上昇ストップ。

★グリーンカーテン、ブラインドなどを活用!!

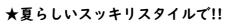


- ・うちわや扇子などを利用して、体感温度を 下げましょう。
- ・扇風機を効果的に活用して冷たい空気を









・清涼感のある色合いや、薄手の素材感などを活用して快 適に過ごせる服装をしましょう。



事業系ごみの処理は

●市内専門業者を

ご利用ください!!



◆事業系一般廃棄物処理業者(収集・運搬)◆

㈱小林先二商店(☎0258-66-2388)

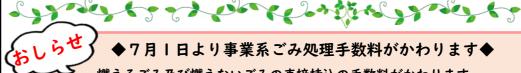
有)寺尾産業 (250258-61-2348)

㈱髙橋産業 (**2**0258-66-2986) 佐 (**2**0258-62-2326)



事業系ごみ(産業廃棄物および事業系一般廃棄物)は、事業活動に 伴って生じたごみです。事業者は、自らの責任において適正にごみを 処理しなければいけません。

一般的な企業以外にも、自営業や農家・NPO法人なども該当します。



◆7月 | 日より事業系ごみ処理手数料がかわります◆ 燃えるごみ及び燃えないごみの直接持込の手数料がかわります。

| 10kgまで100円⇒||0円、|0kg増すごと100円⇒||0円になります。

◆「産業廃棄物」は、産業廃棄物処理業者に依頼するか、自ら産廃処 理施設へ搬入してください。

お問合せ先は、県ホームページまたは長岡地域振興局環境センター 環境課までお願いします。(TEL: 0258-38-2532)

◆「事業系一般廃棄物」は、産業廃棄物以外のもので事業所から排出 されたごみです。

例】 事務所から出る茶殼、煙草の吸殼、紙くずなど。

処理方法は、自社社員が見附市清掃センターへ直接搬入するか、市内 の事業系一般廃棄物処理業者へ依頼してください。



★バントです〉◆ごみの種類(品目)によって、専門業者へお願いすると お得に処理できることがあります。

一度、専門業者へ問合せてみませんか?

※詳しくは、「事業系ごみ減量マニュアル」裏面をご覧ください。 マニュアルについては、市役所 市民生活課 生活環境係までお問合せ ください。



🧐 発行・編集 🧐 見附市 市民生活課 **7954-8686**

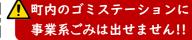
新潟県見附市昭和町2丁目 | 番 | 号 Tel:0258-62-1700 Fax:0258-62-7062

Email:shiminseikatsu@ city.mitsuke.niigata.jp



見附のイメージキャラクタ

自営業の方は、特に気をつけ てください。事業ごみと家庭ご みを混ぜて町内のゴミステー ションへ出すと法律違反になり ます。しっかり分別して処理を お願いします。









2020年(令和2年)7月3日(金曜日)

ま業系 ははま エコフクシューン

Check 7

さみ分別の徹底を!!!

「捨てればごみ、分ければ資源」というように、排出時に徹底的にごみを分別することで、ほとんどのものはリサイクルできます。 (CO2削減につながります。) 今一度、職場内でリサイクルできるごみについて考えてみましょう!!

◎生ごみの水きり、食べきりで生ごみ減量化!!

飲食店・スーパーでは毎日多くの生ごみが排出されます。そして、給湯室でも 茶殻などの生ごみが出ます。これら生ごみの多くが水分です。

Cylindry Day 2 Miller State of Colored

そのまま回収処理を行えば排出量が増加するだけでなく、環境にも負荷がかかります。よく、水分を切ってから出しましょう。



食べ終わったお弁当や、ペットボトル等は 持ち帰りましょう。ごみ減量にご協力を!!

◎雑紙リサイクルは徹底していますか?

排出されるごみの多くが紙ごみです。きちんと分別することでリサイクルが 可能になります。

燃えるごみとして出している事業所は、分別の徹底をお願いします。

雑紙切サイクルほういて

今まで燃えるごみで捨てていた封筒類、コピー済みの用紙、シュレッダーごみなどは 大切な資源ごみです。新聞・雑誌(カタログ類)と一緒に専門業者へ問合せてください。

また、社内には機密書類や伝票類など、処理が難しいものもありますが、書類等が入った 段ボール箱をそのまま裁断処理できる業者があります。雑紙同様、専門業者へ

一度ご相談ください。





事業系の紙ごみを資源回収棟へ出す事は「不法投棄」と なりますので、決して出さないでください。



リーダーは3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進に努め、職場内のごみ排出量を 把握し目標達成の計画を立てましょう。また、職場内のごみが適正に処理されているのか確認する ことも重要です!!

詳しいことは、「事業系ごみ減量マニュアル」をご覧ください。

マニュアルについては、市民生活課 生活環境係までお問合せいただけるほか、市のホームページで







不法投棄による出動回数および回収量が年々増加しており、令和元年度の不法投棄物回収量は8,350kgでした。今一度、処理の在り方について職場内で確認しましょう!! 処理を間違えると「不法投棄」になります。不法投棄は犯罪です。街のため子供達の将来のためにも、環境美化にご協力をお願いします。

そして怪しい人物や車、投棄物を見かけましたら警察署または新潟県不法投棄ホットラインへ連絡しましょ







不法投棄情報 ボックス



